

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
<p>(1)</p> <p>事</p> <p>務</p> <p>費</p>	<p>福祉型障害児入 所施設</p>	<p>施設を運 営するた めに必要 な職員の 人件費そ の他事務 の執行に 伴う諸経 費</p>	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数×支弁率(※)</p> <p>(※) $\left[\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数}}{\text{その施設のその月の月初日の総措置児童等数}} \right]$</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数</p>

(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算式(1) 49,420円×その月の初日の措置児童等数
	イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数 重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)

障害種別	月額	
知的障害児	25%加算分	49,700円
	30%加算分	59,640円
自閉症児	25%加算分	49,700円
	30%加算分	59,640円
盲児	25%加算分	47,570円
	30%加算分	57,090円
ろうあ児	25%加算分	42,950円
	30%加算分	51,550円
肢体不自由児	59,640円	

ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算

			<p>する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度 行動 障害 児特 別支 援加 算費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 238,130 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ 重 度 重 複 障 害 児 加 算 費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（4）</p> <p>重度重複障害児加算費月額保護単価 33,600 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
オ 被 虐 待 児	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（5）</p> <p>被虐待児受入加算費月額保護単価 37,900 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>

	受 入 加 算 費	置 児 童 等 で あ っ て、 別 に 定 め る 基 準 に よ り 虐 待 を 受 け て い た も の と 認 定 さ れ た 児 童																														
(3)	ア 肢 点 数 分	主として肢 体不自由児 を入所させ る医療型障 害児入所施 設の措置児 童等	施設の運 営に必要な 事務費及び 生活諸経費	次の算式(1)から(9)により算定した額の合 算額 算 式(1) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初 日の措置児童等数 算 式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額 保護単価×その月初日の措置児童等数(地方 公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施 設以外の施設の場合、民間施設加算額として 次の表のB欄に掲げる額を加算した額とす る。)																												
自 由 児 基 本 分 措				保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額)																												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">措置児童等数</th> <th>50人 まで</th> <th>51人 から 60人 まで</th> <th>61人 から 70人 まで</th> <th>71人 から 80人 まで</th> <th>81人 から 90人 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 欄</td> <td>基 本 分</td> <td>円 28,000</td> <td>円 27,230</td> <td>円 26,640</td> <td>円 25,950</td> <td>円 25,220</td> </tr> <tr> <td>B 欄</td> <td>加 算 分</td> <td>2,410</td> <td>2,320</td> <td>2,280</td> <td>2,210</td> <td>2,130</td> </tr> <tr> <td></td> <td>措置児童等数</td> <td>91人か ら100人 まで</td> <td>101人 から 110人 まで</td> <td>111人 から 120人 まで</td> <td>121人か ら130人 まで</td> <td>131人 から 140人 まで</td> </tr> </tbody> </table>	措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで	A 欄	基 本 分	円 28,000	円 27,230	円 26,640	円 25,950	円 25,220	B 欄	加 算 分	2,410	2,320	2,280	2,210	2,130		措置児童等数	91人か ら100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人か ら130人 まで	131人 から 140人 まで
措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで																										
A 欄	基 本 分	円 28,000	円 27,230	円 26,640	円 25,950	円 25,220																										
B 欄	加 算 分	2,410	2,320	2,280	2,210	2,130																										
	措置児童等数	91人か ら100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人か ら130人 まで	131人 から 140人 まで																										

置
費

A 欄	基本分	円 24,550	円 24,300	円 24,110	円 23,820	円 23,640
B 欄	加算分	2,120	2,080	2,060	2,040	2,020
措置児童等数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 23,440	円 23,270	円 23,160	円 23,060	円 22,970
B 欄	加算分	2,030	1,990	1,990	1,970	1,960
措置児童等数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 22,850	円 22,770			
B 欄	加算分	1,960	1,930			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4

条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,150 円	1,820 円

算式(3)

日用品費月額保護単価 19,540 円 × その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円 × その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
310 円 × その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,340 円 × その月初日の措置児童等数

			<p>算式(8)</p> <p>児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価 7,590 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。</p> <p>算式(9)</p> <p>小規模グループケア加算分月額保護単価 74,370 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで、(16)及び(17)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 重度障害児支援加算費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 59,640 円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>
(4) 肢 体	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(日用品費分)</p> <p>日用品費月額保護単価 19,540 円×その月初日の措置児童等数</p>	

<p style="text-align: center;">不 自 由 児 療 育 費</p>			<p>算式(2) (保育士等加算費分)</p> <p>保育士等加算費月額保護単価 21,150 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。</p> <p>乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,150 円×その月初日の措置乳幼児数</p> <p>(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。</p> <p>算式(3)</p> <p>(重度障害児支援加算費分)</p> <p>重度障害児支援加算費月額保護単価 59,640 円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)</p> <p>算式(4)</p> <p>指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)</p> <p>特別訓練費月額保護単価 820 円×その月初日において15歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(13)まで及び(17)の費目の項に定めるところによる。</p>
<p>(5) 自</p>	<p>主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等</p>	<p>施設の運営に必要な事務費及び生</p>	<p>次の算式(1)から算式(9)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (保健衛生費分)</p> <p>保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初</p>

閉 症 児 基 本 分 措 置 費		活 諸 経 費	日の措置児童等数			
			算 式(2) (保育士等加算費)			
			$\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲} \\ \text{げる保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$			
			(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)			
保育士等加算費保護単価表 (措置児童等1人当たり月額)						
措置児童等数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基 本 分	円 74,440	円 73,440	円 72,340	円 71,280	円 70,170
B 欄	加 算 分	6,560	6,510	6,350	6,270	6,160
措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基 本 分	円 69,760	円 69,440	円 69,070	円 68,660	
B 欄	加 算 分	6,140	6,130	6,070	6,040	

算式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 19,540 円×その月初日の措置児童等数

算式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数

算式(5) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等 1 人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	49,700 円
30%加算分	59,640 円

ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
(40 人以下施設) 950 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価

			<p>5,340円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(8) 児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価 7,590円×その月初日の措置児童等数 ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。</p> <p>算式(9) 小規模グループケア加算分月額保護単価 74,370円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(16)並びに(17)の費目の項に定めるところによる。</p>
(6) 重 症 心 身 障 害	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 246,650円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 19,540円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3)(看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4)(療育訓練費分)</p>

<p>児 療 育 費</p>			<p>療育訓練費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等月額保護単価 310 円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算 式(6) 児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価 7,590 円×その月初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。) ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。</p> <p>算 式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 74,370 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(13)及び(17)の費目の項に定めるところによる。</p>
<p>(7) 教</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の義務教育(特別支援</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(4)については、4月分の措置費と</p>

<p>学 校 給 食 費</p>	<p>療機関の措置児童等であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>の学校給食に必要な経費</p>	<p>学校給食費として徴収される実費を合算した額</p>								
<p>(9) 見 学 旅 行 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算 式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童等1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="831 1122 1422 1610"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	111,290円
学年別	保護単価 (年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	111,290円										
<p>(10) 入 進</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第</p>	<p>その児童の入進学に際し必要な学童用品</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算 式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p>								

<p>学 支 度 金</p>	<p>1学年に進学するもの。</p>	<p>等の購入費</p>	<p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 344 1437 689"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年進学児童	47,400円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	40,600円								
中学校第1学年進学児童	47,400円								
<p>(11) 特 別 育 成 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科書習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="904 1272 1378 1617"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,900円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価 61,200円×高等学校第1学年入学措置児童等数</p>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,900円	私立高等学校	33,910円
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,900円								
私立高等学校	33,910円								

		学に際し必要な学用品費等	
(12) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算 式 夏季等特別行事費 1 件当たり保護単価 3,090 円 × 夏季等特別行事参加措置児童等数
(13) 期 末 一 時 扶 助 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12 月分の措置費として支弁する。 算 式 期末一時扶助費年額保護単価 5,310 円 × 12 月初日の措置児童等数
(14)	障害児入所施設の措置児童等（重症	次に掲げる経	次の算式により算定した額の合算額

職業補導費	心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。	費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等	算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数												
(15) 児童用採暖費	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 児童用採暖費保護単価表(措置児童等1人当たり) <table border="1" data-bbox="448 1218 1437 1559"> <thead> <tr> <th>級地別</th> <th>5級地</th> <th>4級地</th> <th>3級地</th> <th>2級地</th> <th>その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 7,160</td> <td>円 5,480</td> <td>円 3,550</td> <td>円 2,640</td> <td>円 1,320</td> </tr> </tbody> </table> (注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に規定する級地区分を使用すること。	級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域	保護単価(月額)	円 7,160	円 5,480	円 3,550	円 2,640	円 1,320
級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域										
保護単価(月額)	円 7,160	円 5,480	円 3,550	円 2,640	円 1,320										
(16) 就	障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、そ	(1)その児童の就職に際し	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。												

<p>職 支 度 費</p>	<p>の児童が就職する ためその入所の措 置が解除されるこ ととなったもの。</p>	<p>必要な 寝具類、 被服類 等の購 入費 (2)そ の児童 の就職 に際し 必要な 住居費、 生活費 等</p>	<p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 81,260円×そ の月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 141,430円×その月の別に定める基準による就職 による措置解除児童数</p>
<p>(17) 葬 祭 費</p>	<p>障害児入所施設及 び指定発達支援医 療機関の措置児童 等であって、死亡 したもの(以下「死 亡児」という。)</p>	<p>その死 亡児の 火葬又 は埋葬 納骨そ の他葬 祭のた めに必 要な経 費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児 の葬祭に要した費用の総額が 158,350円を超える 場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の 額が 450円を超えるときはその超える額を、自動車 の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円を超えるときは 9,190円の範囲内におい てその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価 158,350円×死亡 児数</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4) 重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5) 措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>